

平成28年第1回

石川県議会定例会議案

(その三)

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第19号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	1
議案第20号	石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例について……………	11
議案第21号	一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について……………	13
議案第22号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について……………	43
議案第23号	石川県職員の退職管理に関する条例について……………	45
議案第24号	石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について……………	47
議案第25号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について……………	49
議案第26号	石川県行政不服審査会条例について……………	55
議案第27号	包括外部監査契約の締結について……………	57
議案第28号	石川県手数料条例等の一部を改正する条例について……………	59
議案第29号	石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部を改正する条例について……………	79
議案第30号	石川県長期構想の策定につき議決を求めることについて……………	81
議案第31号	石川県消費生活支援センター条例の一部を改正する条例について……………	83
議案第32号	民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について……………	85
議案第33号	介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	87
議案第34号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について……………	89
議案第35号	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について……………	93
議案第36号	石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について……………	95
議案第37号	石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例について……………	97
議案第38号	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	99
議案第39号	石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……………	101
議案第40号	農業倉庫業法施行細則を廃止する条例について……………	103
議案第41号	石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例について……………	105

議案第42号	石川県公営競馬減債基金条例について	107
議案第43号	請負契約の締結について（金沢港港湾機能施設整備（荷役機械）工事（本体工））	109
議案第44号	石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例について	111
議案第45号	石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について	113
議案第46号	石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例について	115
議案第47号	石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について	117
議案第48号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	119
議案第49号	石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について	121
報告第1号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	123
報告第2号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	125
報告第3号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	127
報告第4号	損害賠償額決定の専決処分の報告について	129

議案第十九号

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「法」という。)の下に「第二十七条第二項並びに」を加え、「及び休職」を「、休職及び降給」に改める。

第二条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第一項中「又は」を「、」に改め、「休職する場合」の下に「又は第六条の規定に該当するものとして職員を降給する場合(当該職員を法第二十八条第一項第二号に該当するものとして降給する場合に限る。)」を加え、同条第二項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改める。

第五条を第八条とする。

第四条の二第一項中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(降給の種類)

第五条 降給の種類は、降格(職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。)及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。)とする。

(降給の事由)

第六条 任命権者は、職員が法第二十八条第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該職員を降給することができる。

(石川県職員等の旅費に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

一 石川県職員等の旅費に関する条例(昭和三十九年石川県条例第四号)第一条

二 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十八号)

第一条

三 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）第一条

四 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和三十六年石川県条例第五十三号）第一条

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改め、同条第二項を削る。

第三条第三項中「標準的な」を削り、「石川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める」を「別表第六に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で石川県人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第四条第一項中「人事委員会」を「石川県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

第十九条の二第三号及び第四号並びに第十九条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第二十一条の五第二項中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第二十一条の六第二項第二号中「別表第七」を「別表第八」に改める。

第二十五条の二の二第二項第一号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表第七を別表第八とし、別表第六を別表第七とし、別表第五の次に次の一表を加える。

ロ 公安職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	巡査の職務
2 級	1 巡査長たる係員の職務
	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 主任の職務
	2 困難な業務を行う巡査長たる係員の職務
4 級	1 係長の職務
	2 困難な業務を行う主任の職務
5 級	1 課長補佐の職務
	2 困難な業務を行う係長の職務
6 級	1 次席の職務
	2 困難な業務を行う課長補佐の職務
7 級	1 警察本部の課長の職務
	2 警察署の長の職務
8 級	1 警察本部の参事官の職務
	2 規模の大きい警察署の長の職務
9 級	1 警察本部の部長の職務
	2 特に規模の大きい警察署の長の職務

別表第6 (第3条関係)

等 級 別 基 準 職 務 表

イ 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 専門員又は主査の職務
	2 主任主事又は主任技師の職務
4 級	1 主幹の職務
	2 困難な業務を行う専門員又は主査の職務
5 級	1 課参事の職務
	2 課長補佐の職務
	3 困難な業務を行う主幹の職務
6 級	1 本庁の課長又は担当課長の職務
	2 出先機関の長の職務
7 級	1 本庁の部次長又は局次長の職務
	2 困難な業務を行う本庁の課長の職務
	3 規模の大きい出先機関の長の職務
8 級	困難な業務を行う本庁の部次長又は局次長の職務
	9 級

二 教育職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	小学校、中学校又は義務教育学校の講師、助教諭又は養護助教諭の職務
2 級	小学校、中学校又は義務教育学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務
3 級	小学校、中学校又は義務教育学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4 級	小学校、中学校又は義務教育学校の副校長又は教頭の職務
5 級	小学校、中学校又は義務教育学校の校長の職務

ハ 教育職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	1 高等学校の講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務 2 特別支援学校の講師、助教諭、養護助教諭、実習助手又は寄宿舎指導員の職務
2 級	1 高等学校の教諭又は養護教諭の職務 2 特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務 3 専門的知識及び技術に基づいて複雑困難な業務を行う実習助手又は寄宿舎指導員の職務
3 級	1 高等学校の主幹教諭又は指導教諭の職務 2 特別支援学校の主幹教諭又は指導教諭の職務
4 級	1 高等学校の副校長又は教頭の職務 2 特別支援学校の副校長又は教頭の職務
5 級	1 高等学校の校長の職務 2 特別支援学校の校長の職務

ハ 医療職給料表（一）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	1 病院の医長の職務 2 相当高度の知識経験に基づいて困難な医療業務を行う職務
3 級	1 病院の診療部長の職務 2 高度の知識経験に基づいて困難な医療業務を行う医長の職務
4 級	1 病院の長の職務 2 保健福祉センターの長の職務 3 病院の副院長又は高度の知識経験に基づいて困難な医療業務を行う診療部長の職務

ホ 研究職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	相当の知識経験に基づいて研究を行う職務
2 級	1 主任技師の職務 2 高度の知識経験に基づいて研究を行う職務
3 級	1 研究主幹又は専門研究員の職務 2 高度の知識経験に基づいて困難な研究を行う主任技師の職務
4 級	1 試験研究機関の長の職務 2 特に高度の専門的知識又は経験に基づいて相当の範囲にわたる研究の調整指導等を行う試験研究機関の次長、部長又は主任研究員の職務
5 級	1 規模の大きい試験研究機関の長の職務 2 極めて高度の専門的知識又は経験に基づいて広範囲にわたる研究の統括調整等を行う試験研究機関の次長又は部長の職務

チ 医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 保健師、助産師又は看護師(以下この表において「保健師等」という。)の職務 2 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う准看護師の職務
3 級	1 主任技師の職務 2 困難な業務を行う保健師等の職務
4 級	困難な業務を行う主任技師の職務
5 級	1 保健福祉センターの課長の職務 2 主任看護師長又は看護師長の職務 3 専門員又は主査の職務
6 級	1 看護部副部長の職務 2 困難な業務を行う主任看護師長の職務
7 級	看護部長の職務

ト 医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、食品衛生監視員、環境衛生監視員、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士(以下この表において「診療放射線技師等」という。)の職務
2 級	1 薬剤師又は獣医師の職務 2 困難な業務を行う診療放射線技師等の職務
3 級	主任技師の職務
4 級	専門員又は主査の職務
5 級	1 病院の薬剤科の長又は検査科の長の職務 2 保健福祉センターの課長又は家畜保健衛生所の課長の職務 3 困難な業務を行う専門員又は主査の職務
6 級	1 困難な業務を行う病院の薬剤科の長又は検査科の長の職務 2 困難な業務を行う保健福祉センターの課長又は家畜保健衛生所の課長の職務
7 級	1 家畜保健衛生所の長の職務 2 病院の薬剤科で規模の大きいものの長の職務

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

- 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年石川県条例第四号)第二条第二項第三号
- 二 公益的法人等への石川県職員等の派遣等に関する条例(平成十四年石川県条例第七号)第二条第二項第三号

(石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第五条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年石川県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第六条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

第六条第三項中「人事委員会規則で」を「別表第四に」に改める。

別表第三の次に次の一表を加える。

務

別表第4 (第6条関係)

号 給 別 基 準 職 務 表
イ 第1号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基 準 と し た 職 務
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務

ハ 特定任期付職員給料表号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

ロ 第2号任期付研究員給料表号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	博士課程修了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
2	博士課程修了後、特別研究員制度（特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。）等により数年にわたり研究に従事したことの有する者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務
3	博士課程修了後、相当の期間にわたり研究に従事したことのある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、等級別基準職務表を設ける等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十号

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例について

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例

(石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第一条 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年石川県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「執行」を「刑の全部の執行」に改め、同条第二項中「刑の」の下に「全部の」を加える。

(石川県恩給条例の一部改正)

第二条 石川県恩給条例(昭和二十八年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第一項第一号ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同項第二号本文中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同号ただし書中「但し、刑の」を「ただし、刑の全部の」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、退職年金は、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、停止しない」に改め、同号後段中「その言渡しを」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「終り」を「終わり」に改め、同項第三号ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第四十二条第一項本文中「禁こ」を「禁錮」に、「終り」を「終わり」に改め、同項ただし書中「但し、刑の」を「ただし、刑の全部の」に、「停止しない」を「停止せず、刑の一部の執行猶予の言渡しを受けたときは、その刑のうち執行が猶予されなかつた部分の期間の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなる月の翌月以降は、これを停止しない」に改め、同項後段中「その言渡しを」を「これらの言渡しを猶予の期間中に」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二項中「禁こ」を「禁錮」に改める。

附 則

議案第二十号 石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例及び石川県恩給条例の一部を改正する条例について

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）の施行の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日が地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成二十八年石川県条例第 号）の施行の前日である場合には、第一条のうち石川県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例第七条の改正規定中「第七条第一項」とあるのは、「第四条の二第一項」とする。

提案理由

刑法等の一部改正により、刑の一部の執行猶予に関する制度が導入されたこと等に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十一号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第一号中「四十一万二千二百円」を「四十一万三千三百円」に改め、同項第二号中「五万三百円」を「五万五百円」に改め、同項第三号中「三万円」を「三万三百円」に改める。

第二十条第二項第一号中「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の四十」に、「百分の四十五」を「百分の五十」に改める。

附則第二十八項中「百分の一・一二五」を「百分の一・二七五」に、「百分の一・四二五」を「百分の一・五七五」に、「百分の七十五」を「百分の八十五」に、「百分の九十五」を「百分の百五」に改める。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第3条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額								
1	円	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
2		141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
3		142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
4		143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
5		144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
6		145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
7		146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
8		147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
9		149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
10		150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
11		151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
12		153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
13		154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
14		155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
15		157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
16		158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
17		160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
18		161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
19		163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
20		164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
21		166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
22		168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
23		171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
24		174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
25		176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
26		178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
27		180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
28		181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
29		183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
30		185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
31		186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
32		188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
33		190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
34		191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
35		193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
36		194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100

37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800		
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200		
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900		
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400		
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800		
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200		
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600		
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000		
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400		
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800		
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100		
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400		
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800		
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100		
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400		
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700		
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900			
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200			
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500			
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800			
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100			
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400			
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700			
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900			
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200			
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500			
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800			
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000			
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300			
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600			
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800			
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000			
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300			
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600			
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800			

再任
用職
員以
外の
職員

議案第二十一号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	
94		293,600	341,400			
95		294,000	341,900			
96		294,400	342,300			
97		294,600	342,400			
98		294,900	342,900			
99		295,300	343,300			
100		295,700	343,600			
101		295,900	343,900			
102		296,200	344,300			
103		296,600	344,700			
104		296,900	345,100			
105		297,100	345,600			
106		297,400	346,000			
107		297,800	346,400			
108		298,100	346,800			
109		298,300	347,300			
110		298,700	347,700			
111		299,100	348,000			
112		299,400	348,300			
113		299,500	348,800			
114		299,800				
115		300,100				
116		300,500				
117		300,700				
118		300,900				
119		301,200				
120		301,500				
121		301,900				
122		302,100				
123		302,400				
124		302,700				

125	303,000									
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800	

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条、第25条の2及び附則第18項に規定する職員を除く。
 2 この表の適用を受ける職員の給料月額、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別表第2 (第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号	給	給料月額								
1	円	163,200	178,800	205,400	245,300	289,400	316,300	345,100	380,200	421,600
2		164,900	180,600	207,400	247,100	291,600	318,500	347,300	382,400	423,400
3		166,700	182,400	209,400	248,900	293,700	320,800	349,600	384,500	425,300
4		168,400	184,200	211,400	250,700	296,000	323,000	351,800	386,600	427,200
5		169,900	186,100	213,400	252,400	297,900	325,300	353,900	388,500	428,600
6		171,800	188,400	215,400	254,200	300,100	327,500	356,000	390,500	430,300
7		173,600	190,700	217,400	255,800	302,300	329,800	358,200	392,300	431,900
8		175,500	193,000	219,300	257,500	304,500	332,100	360,400	394,100	433,400
9		177,200	195,200	221,400	258,900	306,500	334,000	362,300	395,900	435,000
10		178,900	197,800	223,200	260,500	308,700	336,300	364,500	397,900	436,700
11		180,600	200,300	225,000	261,800	311,000	338,500	366,600	399,900	438,300
12		182,300	202,800	226,800	263,200	313,200	340,800	368,800	402,000	439,900
13		184,200	205,200	228,700	264,800	315,300	342,900	371,000	403,700	441,000
14		186,300	207,000	230,600	266,200	317,600	345,000	373,100	405,800	442,600
15		188,400	208,800	232,500	267,300	319,800	347,200	375,300	407,800	444,400
16		190,500	210,600	234,400	268,600	322,100	349,300	377,400	409,900	446,200
17		192,700	212,500	236,000	269,700	324,000	351,500	379,200	411,600	447,800
18		195,100	214,400	237,800	271,100	326,300	353,500	381,200	413,300	449,600
19		197,500	216,300	239,600	272,500	328,400	355,600	383,100	415,000	451,400
20		199,900	218,100	241,400	274,000	330,700	357,700	385,100	416,600	453,100
21		202,400	219,800	243,000	275,300	332,800	359,800	386,900	418,300	454,700
22		204,200	221,600	244,400	276,700	334,800	361,800	389,000	419,900	456,400
23		206,000	223,400	245,600	278,200	336,900	363,800	391,100	421,300	458,000
24		207,800	225,200	246,900	279,700	338,900	365,900	393,100	422,800	459,800
25		209,700	226,900	248,200	280,900	340,900	367,800	394,800	424,100	461,300
26		211,500	228,600	249,500	282,900	343,000	369,800	396,800	425,500	462,700
27		213,300	230,300	250,800	284,900	345,000	371,800	398,900	427,000	464,200
28		215,000	232,000	252,000	286,900	347,000	373,800	401,000	428,600	465,500
29		216,900	233,400	253,200	288,900	349,200	375,700	402,500	429,900	466,700
30		218,700	235,200	254,300	290,900	351,300	377,800	404,300	431,600	467,400
31		220,500	237,000	255,600	292,800	353,300	379,900	406,000	433,300	468,100
32		222,300	238,800	256,700	294,700	355,400	381,900	407,700	434,900	468,800
33		224,000	240,200	257,600	296,500	357,100	383,800	409,400	436,300	469,300
34		225,700	241,700	258,800	298,300	359,100	385,900	410,900	438,000	470,100
35		227,400	243,000	259,900	300,200	361,000	388,000	412,500	439,700	470,800
36		229,100	244,400	261,100	302,100	363,100	389,900	414,000	441,300	471,400

37	230,500	245,700	262,100	303,900	365,000	391,600	415,300	442,700	471,700
38	232,300	247,000	263,300	305,800	367,100	393,100	416,800	443,400	472,300
39	234,100	248,200	264,400	307,700	369,100	394,400	418,300	444,100	472,800
40	235,900	249,400	265,400	309,500	371,100	395,800	419,800	444,800	473,300
41	237,300	250,600	266,600	311,400	373,100	397,000	421,300	445,200	473,800
42	238,700	251,800	268,100	313,200	375,200	398,100	422,600	445,800	474,200
43	240,000	252,900	269,400	315,100	377,300	399,100	423,900	446,500	474,600
44	241,200	254,000	270,600	317,000	379,300	400,100	425,100	447,100	475,000
45	242,500	255,100	271,800	318,800	381,000	401,300	426,100	447,900	475,300
46	243,600	256,200	273,300	320,700	382,700	402,500	426,800	448,600	
47	244,600	257,300	274,900	322,600	384,300	403,600	427,600	449,100	
48	245,500	258,500	276,500	324,400	386,000	404,800	428,400	449,600	
49	246,400	259,500	278,300	326,000	387,400	406,100	428,900	450,100	
50	247,500	260,700	280,000	327,600	388,400	406,900	429,300	450,400	
51	248,700	261,800	281,700	329,200	389,400	407,700	429,700	450,700	
52	249,800	262,900	283,300	330,900	390,400	408,400	430,000	451,100	
53	250,800	264,100	284,800	332,600	391,700	408,900	430,300	451,500	
54	252,000	265,200	286,600	334,300	392,800	409,600	430,700	451,700	
55	253,000	266,600	288,300	336,100	393,900	410,300	431,000	452,000	
56	254,200	267,800	290,100	337,900	395,100	410,900	431,300	452,200	
57	255,300	268,900	291,700	339,100	396,400	411,600	431,600	452,600	
58	256,300	270,500	293,400	340,800	397,200	412,000	431,900	452,800	
59	257,100	272,000	295,200	342,400	398,000	412,600	432,200	453,000	
60	258,100	273,600	297,000	344,000	398,700	413,200	432,500	453,200	
61	259,200	275,200	298,500	345,600	399,200	413,600	432,800	453,600	
62	260,300	276,800	300,300	347,300	399,900	414,200	433,100		
63	261,400	278,400	302,100	349,000	400,600	414,700	433,400		
64	262,400	280,000	303,800	350,700	401,300	415,200	433,700		
65	263,500	281,500	305,300	352,300	401,600	415,700	434,000		
66	264,700	282,900	307,000	353,900	402,300	416,300	434,300		
67	266,000	284,400	308,600	355,500	403,000	416,700	434,600		
68	267,300	285,900	310,300	357,100	403,600	417,200	434,900		
69	268,500	287,500	311,900	358,300	404,000	417,600	435,100		
70	269,900	289,000	313,300	359,700	404,500	417,900	435,400		
71	271,300	290,600	314,800	361,000	405,100	418,200	435,700		
72	272,700	292,200	316,300	362,400	405,600	418,500	436,000		
73	274,000	293,500	317,300	363,600	406,100	418,800	436,200		
74	275,400	294,900	318,900	364,800	406,500	419,100	436,500		
75	276,800	296,400	320,400	366,100	407,000	419,400	436,800		
76	278,100	297,900	322,100	367,400	407,500	419,700	437,100		
77	279,300	299,000	323,900	368,700	408,000	419,900	437,300		
78	280,500	300,500	325,600	369,900	408,500	420,200	437,600		
79	281,700	301,900	327,200	371,100	409,100	420,500	437,900		
80	282,800	303,400	328,800	372,300	409,600	420,800	438,200		

再任用職員以外の職員

議案第二十一号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

81	284,100	304,900	330,500	373,500	410,000	421,000	438,400
82	285,300	306,300	332,200	374,700	410,600	421,300	438,700
83	286,600	307,600	333,800	375,800	411,100	421,600	439,000
84	287,900	309,000	335,500	377,000	411,300	421,800	439,300
85	289,100	310,200	336,900	378,100	411,600	422,000	439,500
86	290,300	311,700	338,400	378,700	412,100	422,300	
87	291,500	313,000	339,900	379,200	412,400	422,600	
88	292,700	314,500	341,400	379,800	412,700	422,800	
89	293,800	316,000	342,700	380,400	413,000	423,000	
90	295,000	317,500	343,900	381,000	413,400	423,300	
91	296,100	318,900	345,200	381,600	413,800	423,600	
92	297,300	320,400	346,500	382,200	414,200	423,800	
93	298,100	321,700	347,900	382,500	414,500	424,000	
94	299,400	323,000	349,400	383,000			
95	300,500	324,400	350,900	383,600			
96	301,800	325,700	352,400	384,100			
97	302,900	326,900	353,700	384,500			
98	304,100	328,200	354,900	384,900			
99	305,300	329,500	356,000	385,500			
100	306,500	330,800	357,200	386,000			
101	307,700	332,200	358,300	386,400			
102	308,700	333,100	359,400	386,900			
103	309,800	334,200	360,500	387,500			
104	310,800	335,400	361,700	388,000			
105	311,600	336,500	362,900	388,300			
106	312,200	337,600	363,400	388,700			
107	312,800	338,600	364,000	389,200			
108	313,500	339,700	364,600	389,500			
109	314,000	340,900	365,200	389,800			
110	314,500	341,900	365,700	390,300			
111	315,000	342,900	366,200	390,800			
112	315,600	343,800	366,700	391,300			
113	316,400	344,700	367,100	391,600			
114	317,100	345,600	367,500	392,100			
115	317,800	346,600	368,100	392,600			
116	318,500	347,600	368,600	393,100			
117	319,100	348,600	369,000	393,400			
118	319,900	349,100	369,500	393,900			
119	320,600	349,700	370,100	394,400			
120	321,400	350,300	370,600	394,900			
121	322,000	350,600	370,700	395,300			
122	322,300	351,000	371,300	395,800			
123	322,800	351,500	371,800	396,200			
124	323,300	351,900	372,200	396,700			

125	323,600	352,300	372,700	397,100	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300
126		352,700	373,200						
127		353,200	373,700						
128		353,600	374,200						
129		354,000	374,500						
130		354,400	375,000						
131		354,800	375,500						
132		355,200	376,000						
133		355,400	376,300						
134		355,900	376,800						
135		356,300	377,200						
136		356,600	377,600						
137		356,900	377,900						
138		357,300	378,400						
139		357,800	378,900						
140		358,300	379,400						
141		358,600	379,700						
142		359,100							
143		359,600							
144		360,100							
145		360,400							
再任用職員	240,300	252,000	256,100	287,400	303,900	318,000	341,600	376,700	408,300

備考1 この表は、警察官に適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

129	321,200	411,000			
130	321,500	411,300			
131	321,800	411,600			
132	322,100	411,800			
133	322,300	412,000			
134	322,500	412,300			
135	322,700	412,600			
136	323,000	412,800			
137	323,300	413,000			
138	323,500	413,300			
139	323,800	413,600			
140	324,100	413,800			
141	324,300	414,000			
142	324,500	414,300			
143	324,800	414,600			
144	325,000	414,800			
145	325,300	415,000			
146	325,500				
147	325,800				
148	326,100				
149	326,300				
150	326,500				
151	326,800				
152	327,100				
153	327,300				
再任用職員	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000

備考1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とし、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、これに7,700円をそれぞれ加算した額とする。

84	286,500	373,500	417,100		
85	287,700	374,600	418,300		
86	288,800	376,000	419,500		
87	290,000	377,400	420,700		
88	291,200	378,700	421,700		
89	292,400	380,000	422,800		
90	293,500	381,300	423,800		
91	294,700	382,500	424,800		
92	295,900	383,800	425,800		
93	296,700	385,100	426,700		
94	297,700	386,200	427,500		
95	298,800	387,500	428,300		
96	300,000	388,700	429,100		
97	301,000	390,100	429,900		
98	302,100	391,100	430,300		
99	303,100	392,200	430,700		
100	304,200	393,200	431,100		
101	305,100	394,100	431,500		
102	306,200	395,100	431,800		
103	307,300	396,200	432,100		
104	308,300	397,300	432,400		
105	308,900	398,000	432,700		
106	309,800	398,900	433,000		
107	310,600	399,800	433,300		
108	311,400	400,700	433,500		
109	312,300	401,500	433,700		
110	312,700	402,400	434,000		
111	313,100	403,200	434,300		
112	313,600	404,000	434,500		
113	314,200	404,600	434,700		
114	314,600	405,300	435,000		
115	315,100	406,000	435,300		
116	315,600	406,700	435,500		
117	316,200	407,300	435,700		
118	316,700	407,800			
119	317,100	408,200			
120	317,600	408,600			
121	318,100	409,000			
122	318,500	409,300			
123	319,000	409,600			
124	319,500	409,800			
125	320,100	410,000			
126	320,400	410,300			
127	320,700	410,600			
128	321,000	410,800			

131	396,900				286,200	354,400	404,800	419,100
132	397,400				287,200	355,900	405,500	419,500
133	397,700				288,200	357,400	406,200	419,800
134	398,000				289,300	358,800	406,800	420,100
135	398,300				290,200	360,100	407,500	420,400
136	398,600				291,100	361,500	408,000	420,700
137	398,900				292,000	362,900	408,700	420,900
138	399,200				292,500	364,400	409,100	421,100
139	399,500				293,200	365,700	409,500	
140	399,800				293,900	367,000	409,800	
141	400,100				294,700	368,200	410,100	
142	400,400				295,500	369,200	410,400	
143	400,700				296,300	370,200	410,700	
144	401,000				297,100	371,200	411,000	
145	401,200				297,800	372,200	411,200	
146	401,500				298,700	373,100	411,400	
147	401,800				299,200	374,100	411,700	
148	402,000				299,700	375,100	412,000	
149	402,200				300,200	376,100	412,200	
150	402,500				300,400	376,900	412,400	
151	402,800				300,800	377,800	412,700	
152	403,000				301,100	378,700	413,000	
153	403,200				301,300	379,700	413,200	
154	403,500				301,500	380,500	413,400	
155	403,800				301,700	381,500	413,700	
156	404,000				302,000	382,500	414,000	
157	404,200				302,300	383,500	414,200	
再任用職員		224,000	269,900	296,900	323,200	404,000		

備考1 この表は、小学校、中学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とし、その職務の級が4級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、これに7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 (第3条関係) 研究職給料表

職員の区分	職務の職号	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	1	140,200	189,800	276,400	328,500	387,100
	2	141,300	192,400	278,800	330,700	390,000
	3	142,500	194,800	281,200	332,900	392,800
	4	143,600	197,200	283,700	335,000	395,600
	5	144,700	199,700	286,000	336,900	397,900
	6	146,000	202,000	288,200	339,000	400,600
	7	147,300	204,300	290,300	341,100	403,300
	8	148,600	206,500	292,300	343,200	406,000
	9	149,700	208,600	294,500	345,100	408,600
	10	151,400	210,900	297,200	347,100	411,200
	11	153,000	213,300	299,800	349,200	413,900
	12	154,600	215,600	302,600	351,200	416,700
	13	156,100	217,800	305,000	353,300	419,300
	14	158,000	220,200	307,600	355,200	422,000
	15	159,900	222,600	310,200	357,100	424,800
	16	161,900	225,000	313,000	359,000	427,500
	17	163,700	227,300	315,600	360,900	430,000
	18	165,900	230,100	317,800	362,800	432,600
	19	168,100	233,000	320,000	364,700	435,100
	20	170,200	235,900	322,200	366,700	437,700
	21	172,400	238,400	324,500	368,300	440,200
	22	174,800	241,100	326,500	370,300	442,800
	23	177,100	243,600	328,500	372,200	445,400
	24	179,400	246,300	330,600	374,100	447,900
	25	181,500	249,000	332,700	375,700	450,100
	26	183,700	251,400	334,600	377,400	452,400
	27	185,800	253,700	336,400	379,300	454,900
	28	187,900	256,000	338,300	381,200	457,400
	29	189,900	258,700	340,300	383,000	459,900
	30	191,700	260,900	342,000	384,900	462,400
	31	193,500	262,800	343,600	386,800	464,900
	32	195,200	264,900	345,300	388,700	467,400
	33	197,000	266,800	346,700	390,300	469,700
	34	198,900	268,800	348,100	392,100	472,100
	35	200,800	270,900	349,600	393,700	474,500
	36	202,700	272,900	351,100	395,500	477,000
	37	204,400	274,800	352,400	396,700	479,400
	38	206,300	276,300	353,800	398,200	481,900
	39	208,200	277,700	355,200	399,600	484,300
		486,800	401,000	356,600	402,400	488,100
		489,100	402,400	357,500	403,700	491,300
		491,300	403,700	358,600	405,200	493,500
		493,500	405,200	359,800	406,800	495,700
		495,700	406,800	360,900	408,400	497,900
		497,900	408,400	362,100	409,900	498,900
		498,900	409,900	363,300	411,000	500,500
		500,500	411,000	364,600	412,600	502,000
		502,000	412,600	365,700	413,900	503,700
		503,700	413,900	366,800	415,300	505,100
		505,100	415,300	368,100	416,800	506,500
		506,500	416,800	369,400	418,200	508,000
		508,000	418,200	370,700	419,600	509,100
		509,100	419,600	371,400	421,000	510,300
		510,300	421,000	372,400	422,400	511,500
		511,500	422,400	373,300	423,800	512,700
		512,700	423,800	374,300	424,900	513,600
		513,600	424,900	375,100	426,200	514,600
		514,600	426,200	376,600	427,600	515,600
		515,600	427,600	376,600	428,900	516,600
		516,600	428,900	377,300	429,700	517,700
		517,700	429,700	377,900	430,600	518,600
		518,600	430,600	378,600	431,600	519,300
		519,300	431,600	379,500	432,500	520,000
		520,000	432,500	380,400	433,400	520,800
		520,800	433,400	381,000	434,200	521,600
		521,600	434,200	381,800	434,800	522,400
		522,400	434,800	382,600	435,600	523,200
		523,200	435,600	383,400	436,000	523,900
		523,900	436,000	384,000	437,100	524,700
		524,700	437,100	384,700	437,600	525,500
		525,500	437,600	385,400	438,100	526,300
		526,300	438,100	386,100	438,100	527,000
		527,000	438,100	386,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	387,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	388,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	388,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	389,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	389,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	390,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	391,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	391,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	392,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	392,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	393,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	394,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	394,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	395,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	395,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	396,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	397,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	397,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	398,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	398,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	399,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	400,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	400,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	401,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	401,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	402,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	403,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	403,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	404,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	404,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	405,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	406,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	406,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	407,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	407,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	408,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	409,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	409,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	410,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	410,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	411,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	412,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	412,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	413,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	413,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	414,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	415,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	415,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	416,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	416,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	417,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	418,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	418,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	419,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	419,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	420,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	421,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	421,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	422,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	422,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	423,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	424,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	424,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	425,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	425,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	426,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	427,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	427,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	428,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	428,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	429,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	430,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	430,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	431,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	431,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	432,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	433,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	433,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	434,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	434,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	435,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	436,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	436,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	437,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	437,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	438,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	439,000	438,100	527,000
		527,000	438,100	439,600	438,100	527,000
		527,000	438,100	440,200	438,100	527,000
		527,000	438,100	440,800	438,100	527,000
		527,000	438,100	441,400	438,100	527,000
		527,000	438,100	442,000	438,100	5

の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

85	274,100	327,400	394,100
86	275,200	327,900	394,600
87	276,500	328,400	395,100
88	277,700	328,900	395,800
89	278,700	329,200	396,200
90	279,900	329,700	
91	281,100	330,200	
92	282,300	330,700	
93	283,300	331,000	
94	284,300	331,400	
95	285,300	331,900	
96	286,300	332,400	
97	286,900	332,900	
98	287,800	333,400	
99	288,500	333,900	
100	289,400	334,400	
101	290,300	334,900	
102	291,000	335,400	
103	291,700	335,900	
104	292,400	336,400	
105	293,100	336,900	
106	293,600	337,300	
107	294,100	337,800	
108	294,600	338,200	
109	294,800	338,700	
110	295,200	339,100	
111	295,500	339,600	
112	295,800	340,000	
113	296,100	340,500	
114	296,400	340,900	
115	296,700	341,400	
116	297,000	341,800	
117	297,300	342,300	
118	297,700	342,700	
119	298,000	343,100	
120	298,400	343,500	
121	298,700	343,900	
再任用職員	216,300	257,500	282,300
		324,700	383,200

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分

別表第5 (第3条関係) 医療職給料表

職員 の区 分	職 務 の 級 号	イ 医療職給料表 (一)			
		1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100
	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	

再任
用職
員以
外の
職員

84	478,800	535,600
85	479,200	536,400
86	479,800	537,300
87	480,200	538,200
88	480,700	539,100
89	481,200	539,900
90	481,800	
91	482,400	
92	482,800	
93	483,300	
94	483,900	
95	484,500	
96	485,100	
97	485,600	
再任用職員	295,000	391,800
	337,400	464,800

備考1 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

ロ 医療職給料表(二)

職員の区分	職務の給号	1 級 給料月額 円	2 級 給料月額 円	3 級 給料月額 円	4 級 給料月額 円	5 級 給料月額 円	6 級 給料月額 円	7 級 給料月額 円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100	324,900	369,900
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100	326,900	372,600
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300	329,100	375,200
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500	331,300	377,900
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700	333,300	380,300
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800	335,500	383,000
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900	337,600	385,600
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100	339,800	388,300
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100	341,800	390,400
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300	343,900	392,700
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400	346,100	394,900
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600	348,200	397,100
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800	349,900	399,200
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800	351,900	401,200
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900	353,800	403,200
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900	355,800	405,300
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100	357,700	407,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100	359,700	409,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200	361,700	411,000
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300	363,700	413,100
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200	365,500	414,900
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200	367,500	416,500
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100	369,600	418,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100	371,700	419,600
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100	373,100	421,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000	374,900	422,400
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000	376,700	423,700
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000	378,400	425,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600	380,200	426,300
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400	381,700	427,500
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,300	383,300	428,700
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900	385,000	429,800
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600	386,300	431,000
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400	387,600	432,200
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300	388,900	433,400
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100	390,100	434,600
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900	391,200	435,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600	392,400	436,700
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200	393,500	437,100

40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900	394,600	437,800
41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100	395,400	438,300
42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200	396,200	438,700
43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400	397,000	439,100
44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600	397,800	439,500
45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800	398,200	439,900
46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600	398,800	440,300
47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800	399,300	440,700
48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900	399,700	441,000
49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900	400,100	441,300
50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900	400,400	441,700
51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900	400,700	442,000
52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900	401,000	442,300
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700	401,300	442,600
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500	401,600	
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400	401,900	
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300	402,200	
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800	402,500	
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600	402,800	
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400	403,100	
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200	403,500	
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600	403,700	
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300	404,000	
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000	404,300	
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700	404,600	
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100	404,800	
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700		
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400		
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000		
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400		
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900		
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400		
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900		
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500		
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000		
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600		
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200		
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700		
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200		
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700		
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200		
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500		
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000		

再任用職員以外の職員

議案第二十一号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	
87		288,500	324,400	345,400	
88		288,700	324,800	345,700	
89		289,100	325,200	346,100	
90		289,300	325,600	346,400	
91		289,500	326,000	346,800	
92		289,700	326,400	347,100	
93		290,100	326,700	347,500	
94		290,300	326,900	347,800	
95		290,500	327,300	348,100	
96		290,800	327,600	348,400	
97		291,200	327,800	348,700	
98		291,500	328,100	349,100	
99		291,700	328,400	349,500	
100		292,000	328,700	349,900	
101		292,300	328,900	350,400	
102		292,500	329,200	350,800	
103		292,700	329,600	351,200	
104		293,000	329,800	351,600	
105		293,300	329,900	352,100	
106			330,200		
107			330,600		
108			330,800		
109			331,000		
110			331,400		
111			331,800		
112			332,200		
113			332,400		
再任用職員	187,500	214,100	242,300	255,700	280,900
				321,600	363,800

備考1 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

ハ 医療職給料表(三)

職員の区分	職務の給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000	328,200	372,900
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800	330,300	375,500
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700	332,400	378,200
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700	334,600	380,800
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500	336,800	383,000
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300	338,900	385,400
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200	341,100	387,700
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100	343,200	390,000
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000	344,900	392,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900	346,900	394,100
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700	348,800	396,300
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600	350,800	398,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300	352,800	400,500
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000	354,900	402,500
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800	357,000	404,700
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600	359,000	406,900
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500	361,000	408,900
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100	363,000	411,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800	365,100	413,300
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500	367,200	415,400
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000	368,900	417,300
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500	371,000	419,200
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100	373,100	421,000
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600	375,100	422,900
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300	377,100	424,600
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700	378,700	426,200
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200	380,600	427,900
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800	382,500	429,500
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200	384,300	430,800
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700	386,000	432,100
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100	387,900	433,700
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600	389,700	435,200
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200	391,400	436,900
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700	393,100	438,500
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300	394,900	439,900
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800	396,600	441,300
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500	398,200	442,400
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100	399,900	443,700
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600	401,700	445,000

議案第二十一号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第二十一号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

40	221,200	246,300	288,700	311,100	348,200	403,500	446,400
41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400	405,000	447,400
42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900	406,500	448,100
43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400	408,000	448,900
44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800	409,300	449,500
45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400	410,400	450,400
46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400	411,500	451,100
47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900	412,600	451,900
48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200	413,800	452,700
49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600	415,100	453,400
50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000	416,200	454,100
51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300	417,400	454,800
52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700	418,500	455,600
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200	419,700	456,400
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400	420,700	457,200
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500	421,800	457,900
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700	422,900	458,600
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800	424,000	459,400
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700	424,500	
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700	425,100	
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700	425,500	
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300	426,100	
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100	426,600	
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900	427,000	
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700	427,500	
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400	428,100	
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100	428,500	
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900	428,800	
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600	429,100	
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200	429,500	
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800		
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500		
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100		
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800		
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300		
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900		
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400		
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800		
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400		
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900		
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200		
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500		
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000		

83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	
95	281,300	314,500	347,900	365,600	
96	282,300	315,100	348,500	365,900	
97	283,200	315,800	348,900	366,500	
98	284,000	316,100	349,300	367,000	
99	284,600	316,700	349,800	367,500	
100	285,500	317,400	350,200	368,000	
101	286,300	317,800	350,700	368,600	
102	287,100	318,400	351,100	369,100	
103	287,900	319,000	351,600	369,600	
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	
109	291,100	321,900	354,000	372,700	
110	291,400	322,300	354,500	373,100	
111	291,600	322,600	355,000	373,600	
112	292,000	322,900	355,500	374,100	
113	292,300	323,300	356,000	374,700	
114	292,500	323,700	356,500		
115	292,900	324,100	357,000		
116	293,200	324,400	357,400		
117	293,500	324,600	357,800		
118	293,800	324,900	358,200		
119	294,100	325,300	358,700		
120	294,500	325,500	359,200		
121	294,800	325,700	359,600		
122	295,200	326,000	360,100		
123	295,500	326,300	360,600		
124	295,900	326,600	361,100		
125	296,100	326,800	361,400		

再任用職員以外の職員

議案第二十一号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

126	296,300	327,100
127	296,600	327,500
128	297,000	327,700
129	297,200	327,800
130	297,500	328,100
131	297,900	328,500
132	298,300	328,700
133	298,500	329,000
134	298,800	329,400
135	299,200	329,800
136	299,500	330,200
137	299,700	330,500
138	300,000	330,900
139	300,400	331,300
140	300,700	331,700
141	300,900	332,000
142	301,300	332,400
143	301,700	332,700
144	302,000	333,100
145	302,100	333,400
146	302,400	333,800
147	302,700	334,200
148	303,100	334,600
149	303,300	334,900
150	303,500	335,300
151	303,800	335,700
152	304,100	336,100
153	304,500	336,400
154	304,700	
155	304,900	
156	305,200	
157	305,500	
158	305,800	
159	306,100	
160	306,400	
161	306,800	
162	307,100	
163	307,400	
164	307,700	
165	308,100	
166	308,400	
167	308,700	
168	309,000	

169	309,400						
再任用職員	233,900	254,200	261,400	271,600	287,900	325,000	369,400

備考1 この表は、病院、保健所に勤務する保健師、助産師、看護師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に100分の100.47を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

第二条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第三項第一号中「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改め、同項第二号中「百分の四十」を「百分の三十七・五」に、「百分の五十」を「百分の四十七・五」に改める。

附則第二十八項中「百分の一・二七五」を「百分の一・二」に、「百分の一・五七五」を「百分の一・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に、「百分の百五」を「百分の百」に改める。
(一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例(平成十七年石川県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては」を「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「」に、「百分の百五十五」を「百分の百六十」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第6条関係)
第1号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	393,000	円
2	453,000	
3	515,000	
4	595,000	
5	692,000	
6	790,000	

備考 この表の額に100分の100.47を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第2 (第6条関係)
第2号任期付研究員給料表

号給	給料月額	額
1	327,000	円
2	363,000	
3	391,000	

備考 この表の額に100分の100.47を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。

別表第3 (第6条関係)
特定任期付職員給料表

号給	給料	月額	額
1		371,000	円
2		419,000	
3		471,000	
4		532,000	
5		607,000	
6		709,000	
7		829,000	

備考 この表の額に100分の100.47を乗じて得た額(その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げ、これを切り捨て)を給料月額とする。

第四条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第四項から第六項までの規定中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には」に、「百分の百六十」を「百分の百五十七・五」に改める。

(知事、副知事給与条例の一部改正)

第五条 知事、副知事給与条例(昭和三十二年石川県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条 知事、副知事給与条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部改正)

第七条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例(昭和三十二年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第八条 石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部改正)

第九条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例(昭和三十二年石川県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第十条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第二項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

(識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部改正)

第十一条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例(昭和三十五年石川県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百六十二・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第十二条 識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項ただし書中「百分の百四十七・五」を「百分の百五十」に、「百分の百六十七・五」を「百分の百六十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定（一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第二十条第二項及び附則第二十八項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員等条例」という。）第八条第四項から第六項までの改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員等条例の規定並びに附則第七項の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十六年石川県条例第四十四号。附則第四項及び第七項において「平成二十六年改正条例」という。）の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。
- 3 第一条の規定による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）第二十条第二項及び附則第二十八項の規定、第三条の規定による改正後の任期付研究員等条例（次項において「改正後の任期付研究員等条例」という。）第八条第四項から第六項までの規定、第五条の規定による改正後の知事、副知事給与条例（附則第五項において「改正後の知事、副知事給与条例」という。）の規定、第七条の規定による改正後の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例（附則第五項において「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第九条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例（附則第五項において「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定並びに第十一条の規定による改正後の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例（附則第五項において「改正後の監査委員給与等条例」という。）の規定は、平成二十七年十二月一日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の給与条例又は第三条の規定による改正前の任期付研究員等条例の規定に基づいて支給された給与（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付研究員等条例の規定による給与（平成二十六年改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料を含む。）の内払とみなす。
- 5 改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改

正後の監査委員給与等条例の規定を適用する場合においては、第五条の規定による改正前の知事、副知事給与条例、第七条の規定による改正前の石川県議会議員の議員報酬等及び費用弁償支給条例、第九条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する条例又は第十一条の規定による改正前の識見を有する者のうちから選任された監査委員給与等支給条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の知事、副知事給与条例、改正後の議員報酬等条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の監査委員給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

6 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(平成二十六年改正条例の一部改正)

7 平成二十六年改正条例の一部を次のように改正する。

附則第八項中「にあつては、これらの規定の適用」を「のうちその職務の級が四級であるものであつてこれらの規定による加算を受けるものにあつては、当該加算」に改める。

提案理由

石川県人事委員会の平成二十七年十一月五日付け勧告に鑑み、一般職の職員の給料、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十一号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第二十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和四十二年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項の表傷病補償年金の項及び同条第二項の表障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）の項中「〇・八六」を「〇・八八」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 改正後の附則第五条第一項及び第二項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十二号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第二十三号

石川県職員の退職管理に関する条例について

石川県職員の退職管理に関する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六第二項の規定により、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項、第四項及び第五項の規定によるもののほか、再就職者（同条第一項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第八項の国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第八項の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第一項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第二項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当

する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第三条の規定は、同条に規定する職員であった者がこの条例の施行の日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合について適用する。

提案理由

地方公務員法の一部改正により、職員の退職管理に関する規定が設けられたことに伴い、再就職状況の届出に関する事項等を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十四号

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

石川県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十三の項を次のように改める。

十三 削除	
-------	--

第二条の表十七の二の項を削る。

第二条の表に次のように加える。

五十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下この項において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号。以下この項において「省令」という。）に基づき事務のうち、法及び省令の規定による申請書等（加賀市及び能美市については、建築基準法第六条第一項第四号に規定する建築物に係るものを除く。）で別に規則で定めるものの受付、県への送付及び申請者等への交付	各市町（金沢市、七尾市、小松市、白山市及び野々市市を除く。）
---	--------------------------------

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

県民の利便性の向上を図るため、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する事務とし、市町の権限強化を図る等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十四号 石川県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第二十五号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(石川県情報公開条例の一部改正)

第一条 石川県情報公開条例(平成十二年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第七条第二号ハ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

「第三章 不服申立て等」を「第三章 審査請求等」に改める。

第十八条の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)の規定による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第十八条の三 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第十九条第一項中「について行政不服審査法の規定による不服申立て」を「又は公開請求に係る不作為について審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号を次のように改める。

一 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第十九条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十条第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。)

第二十条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第二十一条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第二十二條第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第二十三條第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十四條中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第二十五條の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 審査会は、第一項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第二十五條第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会は、第二十三條第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第二十七條中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（石川県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 石川県個人情報保護条例（平成十五年石川県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三十六條の二の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定による異議申立て」を「審査請求」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第三十六條の三 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

第三十七條第一項中「又は利用停止決定等」を「利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若

しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する裁決又は決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第一号中「不服申立て」を「審査請求」に、「とき。」を「場合」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

三 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

四 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

第三十七条第二項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第三十八条第一号を次のように改める。

一 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下この章及び第四章において同じ。)

第三十八条第二号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第三号中「不服申立て」を「審査請求」に、「開示決定等」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第三十九条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第一号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第二号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」に、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第四十一条第一項第二号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第四十三条第四項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十四条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第四十五条の見出し中「閲覧等」を「写しの送付等」に改め、同条第二項中「前項」を「第二項」に改め、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第四項とし、同項の前に次の一項を加える。

3 審査会は、第二項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第四十五条第一項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の下に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、「又は写しの交付」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会は、第四十二条第三項若しくは第四項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。以下この条において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第四十七条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 石川県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年石川県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち石川県個人情報保護条例第四十条の二の次に一条を加える改正規定のうち第四十条の三の表中

第三十七条第一項並びに第四十二条第一項及び第三項	、訂正決定等又は利用停止決定等	又は訂正決定等	を
第三十八条第二号	、訂正請求者又は利用停止請求者	又は訂正請求者	
第三十六条の三及び第三十七条第一項	、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	又は開示請求若しくは訂正請求	に
第三十八条第二号	、訂正請求者又は利用停止請求者	又は訂正請求者	
第四十二条第一項及び第三項	、訂正決定等又は利用停止決定等	又は訂正決定等	

改める。

（石川県職員退職手当条例の一部改正）

第四条 石川県職員退職手当条例（昭和二十九年石川県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条第一項又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の三第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条又は第四十五条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」に改める。

（石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第六条 石川県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年石川県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第四号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第七条 一般職の任期付研究員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年石川県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「第三十九条第三項」を「第三十九条第六項」に改める。

（石川県税条例の一部改正）

第八条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一 審査請求の裁決に関する事項

第三十二条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（石川県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第九条 石川県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十五号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

議案第二十六号

石川県行政不服審査会条例について

石川県行政不服審査会条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県行政不服審査会条例

(設置)

第一条 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第八十一条第一項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、石川県行政不服審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(委員)

第二条 審査会は、委員三人をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

6 委員は、非常勤とする。

7 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可決同数のときは、議長の決するところによ

る。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第六条 第二条第七項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、裁決の公正性の向上を図るため、諮問機関として石川県行政不服審査会を置く必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第27号

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、平成28年度の包括外部監査契約を次のとおり締結する。

平成28年2月26日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 契約の相手方
金沢市大浦町ル57番地3
早 川 晃 治
- 2 契約の相手方の資格
公認会計士
- 3 契約の金額
13,000,000円を上限とする額

議案第二十七号 包括外部監査契約の締結について

議案第二十八号

石川県手数料条例等の一部を改正する条例について

石川県手数料条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県手数料条例等の一部を改正する条例

(石川県手数料条例の一部改正)

第一条 石川県手数料条例(平成十二年石川県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表三十四の項の次に次のように加える。

三十四の二 農産物検査 法(昭和二十六年法律 第四百四十四号。以下こ の項において「法」と いう。)に関 する事務	1 農産物検査法 施行令(平成七 年政令第三百五 十七号。以下こ の項において 「令」という。)第五条第一項の 規定に基づく法 第十七条第一項 に規定する地域 登録検査機関の 登録に対する審 査	地域登録検 査機関の登 録手数料	一の区分につき 十五万円	
	2 令第五条第一 項の規定に基づ く法第十八条第 一項に規定する 地域登録検査機 関の登録の更新 に対する審査	地域登録検 査機関の登 録の更新手 数料	一の区分につき 一万円	
	3 令第五条第一 項の規定に基づ く法第十九条第 二項に規定する 地域登録検査機 関の変更登録に	地域登録検 査機関の変 更登録手数 料	イ 登録の区分を増加する場合 十五万円 ロ 農産物の種類を増加する場 合 三万円	

	に対する審査		
--	--------	--	--

別表七十の項4中「第三条第一号」を「第二条第一号」に改め、同項4イ(2)イ中「、建築図面製作」を削り、同項5中「第三条第二号」を「第二条第二号」に改める。

別表八十三の項2中「一万八千円」を「四万四千円」に改め、同項4及び7イ中「一万八千円」を「二万八千円」に改め、同項7ロ中「七千円」を「二万三千円」に改め、同項7ハ中「七千円」を「二万二千円」に改め、同項8イ中「二年」を「六月」に、「七千円」を「二万三千円」に改め、同項8ロ中「七千円」を「二万二千円」に改め、同項9中「平成十一年厚生省令第三十六号」の下に「。以下この項において「省令」という。」を加え、「第四百四十条の六十八第一項」を「第四百四十条の六十八第一項第一号」に、「三万五千円」を「四万三千円」に改め、同項10を次のように改める。

10 省令第四百四十条の六十八第一項第二号に規定する主任介護支援専門員更新研修の実施	主任介護支援専門員更新研修手数料	三万六千円	
--	------------------	-------	--

別表八十三の三の項を次のように改める。

八十三の三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）に関する事務	1 法第二十七条第一項に規定する第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料	五千円	
	2 法第三十条第一項に規定する第一種フロン類充填回収業者の登録の更新の申請に対する審査	第一種フロン類充填回収業者更新申請手数料	四千円	

別表八十三の七の項1イ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 住宅を新築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 四万五千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 四万五千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十一万円
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき

- 十七万円
- (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三十四万円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 六十万円
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百九十万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二百七十万円
 - (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 三百三十万円
- (2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき
- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 六万八千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 六万八千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十六万円
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十五万円
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五十万円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 九十万円
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百五十万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二百九十万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四百十万円
 - (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 五百万円

別表八十三の七の項イ(3)から(4)までを削り、同項イロ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 住宅を新築しようとするとき

- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 六千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 六千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万二千元
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二万円
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万七千元
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十六万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十万円
 - (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 二十一万円
- (2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき
- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 九千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 九千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万八千元
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二万二千元
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四万六千元
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八万六千元
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十五万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十四万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟に

つき 三十万円

- (㉞) 認定の対象となる戸数が三百二戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 三十二万円

別表八十三の七の項イロ(3)から(10)までを削り、同項イ中「又はその金額に同項4若しくは同項5に定める金額を加算した金額」を削り、同項イ(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 住宅を新築しようとするとき

- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 二万六千円
- (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 二万六千円
- (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万九千円
- (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 九万六千円
- (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十八万円
- (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三十三万円
- (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五十七万円
- (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百万円
- (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百五十万円
- (㉞) 認定の対象となる戸数が三百二戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 百八十万円

(2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき

- (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 三万八千円
- (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 三万八千円
- (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八万九千円
- (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十四万円
- (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十七万円
- (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟に

- つき 四十九万円
- (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八十五万円
- (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 百六十万円
- (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二百二十万円
- (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 二百七十万円

別表八十三の七の項 2イ(3)から(4)までを削り、同項 2ロ(1)及び(2)を次のように改める。

- (1) 住宅を新築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 六十円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 六千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万二千元
 - (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万千円
 - (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万千円
 - (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 五万七千円
 - (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十万円
 - (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十六万円
 - (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十万円
 - (ヌ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 二十一万円
- (2) 住宅を増築し、又は改築しようとするとき
 - (イ) 一戸建ての住宅 一戸につき 九千円
 - (ロ) 認定の対象となる戸数が一戸の長屋又は共同住宅 一棟につき 九千円
 - (ハ) 認定の対象となる戸数が二戸から五戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 一万八千円

- (ニ) 認定の対象となる戸数が六戸から十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三万二千元
- (ホ) 認定の対象となる戸数が十一戸から三十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 四万六千元
- (ヘ) 認定の対象となる戸数が三十一戸から五十戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 八万六千元
- (ト) 認定の対象となる戸数が五十一戸から百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 十五万円
- (チ) 認定の対象となる戸数が百一戸から二百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 二十四万円
- (リ) 認定の対象となる戸数が二百一戸から三百戸までの長屋又は共同住宅 一棟につき 三十万円
- (ケ) 認定の対象となる戸数が三百一戸以上の長屋又は共同住宅 一棟につき 三十二万円

別表八十三の七の項2ロ(3)から(6)までを削り、同項2ハ(1)及び(2)中「一万二千元」を「一万千円」に改め、同項2中「又はその金額に同項4若しくは同項5に定める金額を加算した金額」を削る。

別表八十三の八の項の次に次のように加える。

<p>八十三の九 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号。以下この項において「法」という。)に関する事務</p>	<p>法第三十八条第一項(法第六十六条第一項及び他の法令において準用する場合を含む。)及び法第八十一条第三項において準用する法第七十八条第一項の規定による提出書類等の写し等の交付</p>	<p>提出書類等の写し等の交付手数料</p>	<p>イ カラーで複写され、又は出力されたものの交付 一枚につき 五十円 ロ イ以外のものの交付 一枚につき 十円</p>	
<p>八十三の十 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三</p>	<p>1 法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(住宅認定)</p>	<p>イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下この項において「住宅品質法」という。)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(以下この項において「登録住宅性能評価機関」という。)が当該申請に係る建築物エネルギー消</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に併</p>

号。以下この項において「法」という。)に関する事務

上計画」という。)の認定の申請に対する審査(認定に係る部分が住宅であるものに限る。)

費性能向上計画について法第三十条第一項各号に掲げる基準(以下この項において「建築物エネルギー消費性能誘導基準等」という。)に適合することを証する書面又は住宅品確法第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項において「住宅誘導基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合

(1) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 三万四千元

(2) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 三万八千元

(3) 長屋又は共同住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅(以下この項において「共同住宅等」という。)の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 六万九千元

(4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十一万円

(5) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十万円

(6) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 二十八万円

ロ 住宅誘導基準適合証等のいずれかを添付する場合

(1) 一戸建ての住宅 四千七百元

(2) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百

せて法第三十条第二項に規定する審査を申し出るときは、当該認定の対象となる建築物の床面積に同じ、二十六の項に定める金額を加算する。

		<p>平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(3) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万円</p> <p>(4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万五千元</p> <p>(5) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万円</p>
<p>2 法第二十九条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（認定に係る部分が非住宅建築物であるものに限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（非住宅建築物認定）</p>	<p>イ 法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）が当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面（以下この項において「非住宅建築物誘導基準適合証」という。）を添付しない場合</p> <p>(1) 評価方法の全部が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下この項において「省令」という。）に規定するモデル建築物を用いる方法（以下この項において「モデル建物法」という。）によるもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 八万七千元</p> <p>(ロ) 床面積の合計が三百平</p>

- 方メートル以上二千平方メートル未満のもの
十五万円
- (イ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
二十四万円
- (ロ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
三十一万円
- (ハ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
三十七万円
- (ニ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの
四十三万円
- (2) 評価方法の全部又は一部がモデル建物法以外の方法（以下この項において「標準入力法又は主要室入力法」という。）によるもの
- (イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの
二十三万円
- (ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの
三十七万円
- (ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの
五十二万円
- (ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの
六十四万円
- (ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの
七十六万円
- (ケ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

		<p>の 八十七万円</p> <p>ロ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付する場合</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 八万円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>
<p>3 法第二十九条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（認定に係る部分が複合建築物であるものに限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（複合建築物認定）</p>	<p>イ 登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画について建築物エネルギー消費性能誘導基準等に適合することを証する書面（以下この項において「複合建築物誘導基準適合証」という。）を添付しない場合</p> <p>1イに定める金額と2イに定める金額を合計した金額とする。</p> <p>ロ 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合</p> <p>1ロに定める金額と2ロに定める金額を合計した金額とする。</p>
<p>4 法第三十一条</p>	<p>建築物エネルギー</p>	<p>イ 住宅誘導基準適合証等のい</p>

第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（認定に係る部分が住宅であるものに限る。）

ルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
（住宅認定）

- いずれも添付しない場合
- (1) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万九千円
 - (2) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万千円
 - (3) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 三万九千円
 - (4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万七千円
 - (5) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十二万円
 - (6) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十八万円
- ロ 住宅誘導基準適合証等のいずれかを添付する場合
- (1) 一戸建ての住宅 四千七百元
 - (2) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九千三百円
 - (3) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万円
 - (4) 共同住宅等の認定に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 四万五千元
 - (5) 共同住宅等の認定に係る

<p>5 法第三十一条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（認定に係る部分が非住宅建築物であるに限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 （非住宅建築物認定）</p>	<p>部分の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 八万円</p> <p>イ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付しない場合</p> <p>(1) 評価方法の全部がモデル建物法によるもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 四万八千円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 八万六千円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 二十二万円</p> <p>(ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 二十六万円</p> <p>(ヘ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 三十二万円</p> <p>(2) 評価方法の全部又は一部が標準入力法又は主要室入力法によるもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十二万円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十万円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万円</p>
--	---	--

<p>6 法第三十一条第一項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(認定に係る部分が複合建築物であるに限る。)</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (複合建築物認定)</p>	<p>イ 複合建築物誘導基準適合証を添付しない場合 4イに定める金額と5イに定める金額を合計した金額とする。</p> <p>ロ 複合建築物誘導基準適合証を添付する場合 4ロに定める金額と5ロに定める金額を合計した金額とする。</p> <p>(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十九万円</p> <p>(ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十六万円</p> <p>(ヘ) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十三万円</p> <p>ロ 非住宅建築物誘導基準適合証を添付する場合</p> <p>(1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九千三百円</p> <p>(2) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二万七千円</p> <p>(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 八万円</p> <p>(4) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 十三万円</p> <p>(5) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>
--	--	---

7 法第三十六条
第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（住宅を認定するものに限る。）

建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（住宅認定）

イ 登録住宅性能評価機関が当該申請に係る建築物について法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）に適合していることを証する書面、法第三十条第一項に規定する建築物エネルギー性能向上計画の認定の通知書（以下この項において「性能向上計画認定通知書」という。）及び建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項若しくは第十八条第十八項に規定する検査済証（以下この項において「検査済証」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定の通知書（以下この項において「低炭素認定通知書」という。）及び検査済証又は住宅品質法第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（以下この項において「住宅基準適合証等」という。）のいずれも添付しない場合

- (1) 評価方法の全部又は一部が省令に規定する建築物の性能による方法によるもの
- (イ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
三万四千元
- (ロ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
三万八千元
- (ハ) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 六万九千元

- (イ) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十一万円
- (ロ) 共同住宅等の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十万円
- (ハ) 共同住宅等の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 二十八万円
- (2) 評価方法の全部が省令に規定する建築物の仕様による方法によるもの
 - (イ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万七千円
 - (ロ) 一戸建ての住宅の床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万九千円
 - (ハ) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 三万三千元
 - (ニ) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 五万七千円
 - (ホ) 共同住宅等の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十万円
 - (ヘ) 共同住宅等の床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十六万円
- ロ 住宅基準適合証等のいずれかを添付する場合
 - (1) 一戸建ての住宅 四千七百円
 - (2) 共同住宅等の床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 九千三百円
 - (3) 共同住宅等の床面積の合

<p>8 法第三十六条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査（非住宅建築物を認定するものに限る。）</p>	<p>建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料（非住宅建築物認定）</p>	<p>計が三百平方メートル以上 二千平方メートル未満のもの の 二万円</p> <p>(4) 共同住宅等の床面積の合計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満のもの の 四万五千元</p> <p>(5) 共同住宅等の床面積の合計が五千平方メートル以上 のもの 八万円</p> <p>イ 登録建築物エネルギー消費性能判定機関が当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、法第十二条第六項に規定する適合判定通知書及び検査済証、性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証（以下この項において「非住宅建築物基準適合証等」という。）のいずれも添付しない場合</p> <p>(1) 評価方法がモデル建物法によるもの</p> <p>(イ) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 八万七千元</p> <p>(ロ) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十五万円</p> <p>(ハ) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十四万円</p> <p>(ニ) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十一万円</p> <p>(ホ) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの</p>
---	--	--

			<p>メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 十六万円</p> <p>(6) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 二十万円</p>
9 法第三十六条 第一項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 (複合建築物を認定するものに限る。)	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料(複合建築物認定)	イ 登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが当該申請に係る建築物について建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面、性能向上計画認定通知書及び検査済証又は低炭素認定通知書及び検査済証 (以下この項において「複合建築物基準適合証等」という。)のいずれも添付しない場合 7イに定める金額と8イに定める金額を合計した金額とする。 ロ 複合建築物基準適合証等のいずれかを添付する場合 7ロに定める金額と8ロに定める金額を合計した金額とする。	

(石川県手数料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 石川県手数料条例の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

- この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中石川県手数料条例別表八十三の三の項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 平成二十八年四月一日から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第一条の規定による改正後の石川県手数料条例別表八十三の十の項の規定の適用については、同項イ中「登録住宅性能評価機関」という。)とあるのは「登録住宅性能評価機関」という。)又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関(以下この項に

において「登録建築物調査機関」という。」と、同項２イ中「法第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）」とあるのは「登録建築物調査機関」と、同項３イ中「登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの」とあるのは「登録建築物調査機関」と、同項７イ中「登録住宅性能評価機関」とあるのは「登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関」と、同項８イ中「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」とあるのは「登録建築物調査機関」と、「書面、法第十二条第六項に規定する適合判定通知書及び検査済証」とあるのは「書面」と、同項９イ中「登録住宅性能評価機関であつて登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるもの」とあるのは「登録建築物調査機関」とする。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、新たに手数料の額を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十九号

石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例
の一部を改正する条例について

石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部を改正
する条例

(石川県保育環境整備基金条例の一部改正)

第一条 石川県保育環境整備基金条例(平成二十一年石川県条例第三号)の一部を次のように改正
する。

附則第二項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

(石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部改正)

第二条 石川県森林整備・林業活性化基金条例(平成二十一年石川県条例第三十七号)の一部を次
のように改正する。

附則第二項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国の緊急経済対策に伴い設置した保育環境整備基金条例及び森林整備・林業活性化基金による事
業の実施期限を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第二十九号

石川県保育環境整備基金条例及び石川県森林整備・林業活性化基金条例の一部を改正する条例について

議案第30号

石川県長期構想の策定につき議決を求めることについて

石川県長期構想を策定したいので、石川県の行政全般に係る基本的かつ総合的な計画を議会の議決事件として定める条例（平成18年石川県条例第44号）第2条の規定により、別冊のとおりその基本的な事項について議決を求める。

平成28年2月26日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

議案第三十号 石川県長期構想の策定につき議決を求めることについて

議案第三十一号

石川県消費生活支援センター条例の一部を改正する条例について

石川県消費生活支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県消費生活支援センター条例の一部を改正する条例

石川県消費生活支援センター条例（昭和四十四年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項の規定により、消費者安全法（平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。）第十条の二第二項第一号に規定する消費生活センターとして、県に石川県消費生活支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

第五条を第八条とする。

第四条中「き損」を「毀損」に改め、同条を第七条とする。

第三条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「あたえる」を「与える」に改め、同条を第六条とし、第二条の次に次の三条を加える。

（事業）

第三条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 消費生活に関する相談及び苦情の処理に関すること。
- 二 消費生活における商品及びサービスについての検査、調査等に関すること。
- 三 消費者教育及び消費生活に関する情報提供に関すること。
- 四 その他消費生活に必要な事業に関すること。

（研修）

第四条 知事は、センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（情報の安全管理）

第五条 知事は、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、石川県消費生活支援センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十二号

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員の定数を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表加賀市の項中「百九十六人」を「百九十八人」に改め、同表羽咋市の項中「九十人」を「百三十二人」に改め、同表かほく市の項中「八十六人」を「八十七人」に改め、同表白山市の項中「二百五十九人」を「二百六十人」に改め、同表野々市市の項中「九十七人」を「九十八人」に改め、同表津幡町の項中「八十四人」を「八十六人」に改め、同表内灘町の項中「五十八人」を「五十九人」に改め、同表能登町の項中「七十九人」を「八十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。

提案理由

民生委員の定数について、地域の実情に応じ、改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十二号 民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議案第三十三号

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例について

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

介護保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(石川県看護師等修学資金貸与条例の一部改正)

第一条 石川県看護師等修学資金貸与条例(昭和四十九年石川県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第三条 次に掲げる条例の規定中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

- 一 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十五号)第十三条第一項及び第五項
- 二 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十六号)第八十六条第五項
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十八号)第十一条第三項
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十九号)第十一条第三項
- 五 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十六年石川県条例第四十七号)第二条第三項

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年

石川県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
る条例等の一部を改正する条例について

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する
る条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一
部を改正する条例

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十
四年石川県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

「第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基
準

目次中

第一款 この節の趣旨及び基本方針(第百十四条・第百十五条)

第二款 人員に関する基準(第百十六条・第百十七条)

第三款 設備に関する基準(第百十八条・第百十九条)

第四款 運営に関する基準(第百二十条―第百三十一条)

を「第五節 削除」に改める。

第七章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第百十四条から第百三十一条まで 削除

第百三十四条第三項ただし書中「利用者」の下に「(当該基準該当通所介護事業者が基準該当
通所介護の事業と第百三十二条第三項に規定する第一号通所事業を同一の事業所において一体的
に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第一号通所事業
の利用者)」を加える。

第百八十二条中「、指定通所介護事業所」の下に「、指定地域密着型通所介護事業所(指定地
域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)」を加
える。

第二百四十六条第三項中「指定福祉用具貸与」の下に「、指定地域密着型通所介護(指定地域

議案第三十四号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例について

密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。次項第三号において同じ。』を加え、同条第四項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 指定訪問介護
- 二 指定訪問看護
- 三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第二条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二百三十三条第二項中「指定居宅サービス事業者をいう。』の下に「指定地域密着型サービス事業者(法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。)」を加え、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。』の下に「指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第四項第二号中「指定通所介護」の下に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成二十七年石川県条例第九号)附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例第二条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第九十八条第三項中「以下同じ。』の指定」を「)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第百条第五項において「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)の指定」に、「以下同じ。』の事業」を「)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業」に改め、「第百条第一項及び第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項まで」を加える。

第百条第五項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十一条第一項から第三項まで」を加える。

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第四条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六十一条の見出しを「(指定通所介護事業所等に関する特例)」に改め、同条中「が地域」を「又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。が地域」に、「を提供」を「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下この条において「指定通所介護等」という。)を提供」に、「当該指定通所介護を」を「当該指定通所介護等を」に改め、「指定通所介護事業所をいう。」の下に「又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下この条において「指定通所介護事業所等」という。)」を加え、「当該指定通所介護事業所」を「当該指定通所介護事業所等」に改める。

第六十一条の二中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)」を「指定地域密着型サービス基準」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第六項の表第九十八條第三項の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業者をいう。又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下この条及び第百條第五項において「指定地域密着型サービス基準」という。))第二十條第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)」に、「以下同じ。の事業」を「又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)の事業」に改め、「第百條第一項及び第二項」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十條第一項から第七項まで」を加え、同表第百條第五項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第三項まで」の下に「又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第一項から第三項まで」を加える。

提案理由

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十五号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第五百五十一条」を「―第五百五十一条」に、「・第百六十一条」を「―第百六十一条」に改める。

第九十七条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。」「指定小規模多機能型居宅介護をいう。」及び「指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。」の下に「第百五十条の二及び第百六十条の二において同じ。」を加え、「この条において」を削る。

第百五十条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百五十条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

第百六十条の次に次の一条を加える。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第百六十条の二 規則で定める要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等に

議案第三十五号 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

より自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における自立訓練を受けることが困難な障害者に対する通いサービスを基準該当自立訓練とみなすことに伴い、関係規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第三十六号

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年石川県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「十万分の四十四」を「十万分の四十一」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令に基づき、財政安定化基金拠出率を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第三十六号 石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について

議案第三十六号 石川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例について

議案第三十七号

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例について

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例

石川県立保育専門学園条例（昭和三十九年石川県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中「石川県立保育専門学園附属保育所（以下「保育所」を「石川県立保育専門学園附属幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」に改める。

第十条第一項中「保育所を利用する児童」を「幼保連携型認定こども園の園児」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項の利用者負担額は、次の各号に掲げる園児の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下この項において「法」という。）

第十九条第一項第一号に規定する小学校就学前子どもである園児 法附則第十九条第一項第一号イに規定する子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）で定める額を限度として法第二十条第四項に規定する支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額

1 法第十九条第一項第二号及び第三号に規定する小学校就学前子どもである園児 法第二十七条第三項第二号に規定する額

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

石川県立保育専門学園附属保育所が幼保連携型認定こども園に移行することに伴い、利用者負担額の徴収に関する規定を設ける等の必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第三十七号 石川県立保育専門学園条例の一部を改正する条例について

議案第三十八号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一号中「地方厚生局長又は地方厚生支局長（以下「地方厚生局長等」という。）」を「都道府県知事」に改める。

第五十四条第二項第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改める。

第六十条第一号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

第二百二条第三号中「地方厚生局長等」を「都道府県知事」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項第三号の指定については、第六十条第二項の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律による児童福祉法の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。これがこの条例案を提出する理由である。

議案第三十八号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第三十九号

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十
号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例）

6 施行日の前日において現に保育所（厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する
政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二
号）第一条に規定する公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業を実施しているもの
に限る。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、
当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定
こども園であつて、次に掲げる要件を満たすものは、当分の間、第二十三条第一項において読み
替えて準用する児童福祉施設基準条例第十三条第一項の規定にかかわらず、当該幼保連携型認定
こども園の満三歳未満の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調
理し、搬入する方法により行うことができる。

一 園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生
面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が
確保されていること。

一 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町等の栄養士により、献立等につい
て栄養の観点からの指導が受けられる等、栄養士による必要な配慮が行われること。

二 調理業務の受託者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認
識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、園児の年齢及
び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要
な栄養素量の給与等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる者とする

議案第三十九号 石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

りい。

四 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

7 前項の場合において、同項に規定する幼保連携型認定こども園は、第十四条第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、満三歳未満の園児に対する食事の提供について前項に規定する方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十号

農業倉庫業法施行細則を廃止する条例について

農業倉庫業法施行細則を廃止する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

農業倉庫業法施行細則を廃止する条例

農業倉庫業法施行細則（昭和二年石川県令第一号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第四十六条第一項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、廃止前の農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。

提案理由

農業協同組合法等の一部改正により、農業倉庫業法が廃止されることに伴い、農業倉庫業法施行細則を廃止する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十号 農業倉庫業法施行細則を廃止する条例について

議案第四十一号

石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例について

石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例

石川県地方競馬実施条例（昭和五十二年石川県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十七条の六第一項」を「第十七条の三第一項」に改める。

第五条中「第十七条の七」を「第十七条の四」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

競馬法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十一号 石川県地方競馬実施条例の一部を改正する条例について

議案第四十二号

石川県公営競馬減債基金条例について

石川県公営競馬減債基金条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県公営競馬減債基金条例

(設置)

第一条 公営競馬債の償還に必要な財源を確保し、翌年度以降の財政の健全な運営に資するため、石川県公営競馬減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、石川県公営競馬特別会計歳入歳出予算（第四条及び第五条において「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、公営競馬債の償還の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

公営競馬債の償還に必要な財源を確保し、翌年度以降の財政の健全な運営に資するため、石川県公営競馬減債基金を設置する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第43号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

平成28年2月26日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 工事の名称 金沢港湾機能施設整備（荷役機械）工事（本体工）
- 2 契約金額 919,080,000円
- 3 契約の相手方

東京都中央区築地五丁目6番4号

三井造船株式会社

代表取締役社長 田 中 孝 雄

議案第四十三号 請負契約の締結について（金沢港港湾機能施設整備（荷役機械）工事（本体工））

議案第四十四号

石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例について

石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例

石川県建築審査会設置条例（昭和二十五年石川県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「委員の」の下に「任期、」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（委員の任期）

第二条の二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、石川県建築審査会の委員の任期を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十四号 石川県建築審査会設置条例の一部を改正する条例について

議案第四十五号

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例

石川県警察職員定数条例（昭和二十九年石川県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「百八十人」を「百八十一人」に、「五百四十六人」を「五百四十八人」に、「五百六十四人」を「五百六十七人」に、「五百八十一人」を「五百八十四人」に、「二千三百三十九人」を「二千三百四十八人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

県民の安全を守る警察体制の強化及び組織体制の見直しに対応するため、警察職員の定数を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十五号 石川県警察職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第四十六号

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例について

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和二十九年石川県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「又はキュロットスカート」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

警察官の服制に関する規則及び交通巡視員の服制に関する規則の一部改正に伴い、女性の警察官及び交通巡視員の被服の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十六号 石川県警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第四十七号

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例

石川県警察の警察署設置条例（昭和二十九年石川県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表付表三中「畝田西四丁目」の下に「、木曳野一丁目、木曳野二丁目、木曳野三丁目、木曳野四丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

金沢市における町及び字の区域並びに町の名称の変更に伴い、関係規定を整理する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十七号 石川県警察の警察署設置条例の一部を改正する条例について

議案第四十八号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項及び第十一条の四第一項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第二十二條第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

別表第三口備考1中「~~五~~」の次に「~~六~~」を加える。

(石川県バリアフリー社会の推進に関する条例等の一部改正)

第二条 次に掲げる条例の規定中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

一 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例(平成九年石川県条例第五号)第三十六条

二 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年石川県条例第六十二号)第五十四条第二項第五号、第六十条第一項第九号及び第一百二条第一項第八号

三 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年石川県条例第五十三号)第二条第一項

(指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第三条 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年石川県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第二項中「小学校」の下に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(石川県青少年総合研修センター条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

一 石川県青少年総合研修センター条例(平成十四年石川県条例第十一号)別表備考三八

議案第四十八号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

二 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和三十二年石川県条例第三十九号）第二条第一項第三号

（いしかわ子ども総合条例の一部改正）

第五条 いしかわ子ども総合条例（平成十九年石川県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の見出しを「(幼稚園等と小学校等との連携)」に改め、同条中「小学校に」を「小学校及び義務教育学校の前期課程（以下この条において「小学校等」という。）に」に、「小学校以後」を「小学校等以後」に、「小学校との」を「小学校等との」に改める。

第三十二条の二第三項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

（公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

第六条 公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年石川県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第五条第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第十条の七第一項中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整備する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十九号

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成二十八年二月二十六日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県教職員定数条例の一部を改正する条例

石川県教職員定数条例（昭和四十四年石川県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二千八百四十九人」を「二千八百三十四人」に改め、同条第二項第一号中「六千二百七十六人」を「六千二百十四人」に改め、同項第二号中「三百一人」を「二百九十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

児童生徒数の変動等に伴い、教職員定数を改定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第四十九号 石川県教職員定数条例の一部を改正する条例について

報告第4号

損害賠償額決定の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

平成28年2月26日提出

石川県知事 谷 本 正 憲

専決第13号

損害賠償額の決定について

平成27年8月12日発生のある車両による交通事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

平成28年2月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 谷 本 正 憲

1 相手方 ■■■■■ 株式会社 代表取締役 ■■■■■

2 賠償額 750,437円

3 賠償責任発生の事実

平成27年8月12日午後7時19分頃、かほく市内日角2丁目2番地2先交差点において、津幡警察署巡查部長池田拓央の運転するパトカーが■■■■の運転する■■■■株式会社所有の普通貨物自動車と衝突し、同車に損害を与えたほか、同日午後7時20分頃、かほく市内日角ハ25番地先交差点において、■■■■の運転する■■■■所有の軽自動車に衝突し、同車に損害を与えたもの

